

諮問番号 : 令和5年度諮問第4号(令和5年7月31日付け)

答申番号 : 令和5年度答申第6号(令和6年1月31日付け)

答 申

審査請求人〇〇〇〇が令和5年3月14日付けで提起した「〇〇市社会福祉課の令和〇年〇〇月〇〇日付の審査請求人の親族に対する詐欺行為または詐欺未遂行為に関する処分」に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

なお、「〇〇市社会福祉課の令和〇年〇〇月〇〇日付の審査請求人の親族に対する詐欺行為または詐欺未遂行為に関する処分」が何を指すのかは不明確であるところ、次の理由により、処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第9項において準用する同条第3項の規定による生活保護変更申請却下決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。以下「本件処分」という。)であると判断した。

- ① 「〇〇市社会福祉課の令和〇年〇〇月〇〇日付の審査請求人の親族に対する詐欺行為または詐欺未遂行為に関する処分」は、処分庁が令和〇年〇〇月〇〇日に審査請求人の親族に対して何らかの詐欺行為又は詐欺未遂行為を行ったとし、それを処分であるとしているものと解することもできるが、そのように解すると、犯罪行為は処分ではないから、本件審査請求は不適法なものとなること。また、仮に詐欺行為又は詐欺未遂行為が何らかの処分の形をとってなされたものであるとしても、それは審査請求人の親族に対するものであるというのであるから、やはり本件審査請求は不適法なものとなること。
- ② 処分庁は、審理手続において、「〇〇市社会福祉課の令和〇年〇〇月〇〇日付の審査請求人の親族に対する詐欺行為または詐欺未遂行為に関する処分」を本件処分と仮定して弁明を行っていること。
- ③ 審査請求人は、審理手続において、処分庁の弁明に対して反論をしているが、処分庁が「〇〇市社会福祉課の令和〇年〇〇月〇〇日付の審査請求人の親族に対する詐欺行為または詐欺未遂行為に関する処分」を本件処分と仮定していることについては、特段反論していないこと。
- ④ 審理員から審査請求人に対して「〇〇市社会福祉課の令和〇年〇〇月〇〇日付の

審査請求人の親族に対する詐欺行為または詐欺未遂行為に関する処分」を本件処分と解してよいか質問したところ、明確な回答はなかったものの、否定もされなかったこと。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、住居がない状態で、処分庁に対し、法による保護（以下「保護」という。）の申請をした後、〇〇市〇〇（以下「〇〇」という。）を住居とすることを申し出て、保護の開始の決定を受けた。そして、引越しのため引越業者に荷物の運搬を依頼することとし、引越業者に支払うべき費用（以下「引越代」という。）について、処分庁に対し、保護費の支給を求める生活保護変更申請を行ったが、処分庁は本件処分によりこれを却下した。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消しを求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のように述べ、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

1 審理手続における主張

審査請求人の主張は明確でないが、処分庁が審査請求人の親族に対して詐欺行為を行い、親族に引越代を支払わせた、そして、その結果保護費の支給を免れたとして、本件処分は取り消されるべきであると主張するものと思われる。

2 当審査会の調査審議手続における主張

請求人は、当審査会に対し、令和5年9月8日付け主張書面を提出し、以下のとおり主張した。

審査請求人の弟に対して、処分庁の職員らは、保護費を払える状態・後払い可能にもかかわらず、わからないだろうと、お金を支払わせるために、令和〇年〇〇月〇〇日の弟からのラインからわかるように、弟をだましてお金を支払わせる詐欺行為をしているのは事実で、その前後に行われた親にも詐欺行為をしていると考えるのが自然である。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分については、処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

扶養義務者の扶養を受けることができる者は、保護を受けることができないところ、審査請求人の父が、審査請求人に対し引越代を援助する意向を示していることから、審査請求人は、引越代に係る保護費の支給を受けることができない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は、意見書の内容や事件記録を踏まえ整理し確認したところ、適正であったと認められること。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 7月31日	諮問
令和5年 9月29日	審議（第22回第1部会）
令和5年12月27日	審議（第23回第1部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 認定事実

事件記録によれば、次の事実が認められる。

- (1) 令和〇年〇〇月〇〇日、審査請求人は、家賃の滞納により従前住んでいた住居を退去した（乙第1号証）。
- (2) 令和〇年〇〇月〇〇日、審査請求人は、住居がない状態で処分庁の事務所を訪れ、保護の申請をした（乙第1号証）。
- (3) 令和〇年〇〇月〇〇日、審査請求人は、処分庁に対し、〇〇を住居とする

ことを申し出た（乙第1号証、乙第11号証）。

- (4) 令和○年○月○日、処分庁の職員は、審査請求人の父母宅を訪問した。審査請求人の父は、転居費用について、家賃、敷金、業者保証料、仲介手数料以外の金額約8万円（支給対象外費用と上限超過分）について金銭支援をする旨を申し出るほか、アパートの保証人も引き受けられるとの申し出があり、扶養届書も提出した（乙第1号証、乙第7号証）。

そして同日、処分庁は、保護開始年月日を令和○年○月○日として、審査請求人の保護を開始する決定を行った（乙第1号証、乙第3号証）。

- (5) 令和○年○月○日、審査請求人は、○へ引っ越すため、引越業者に荷物の運搬を依頼することとし、引越代16,500円について、処分庁に対し、保護費の支給を求める生活保護変更申請を行った（乙第2号証、乙第6号証、乙第10号証）。

- (6) 令和○年○月○日、処分庁の職員は、審査請求人の父及び母に対し、審査請求人に対する引越代の援助が可能であるかどうか確認した。審査請求人の父は援助する意向を示したが、このことを知った審査請求人は、岐阜県健康福祉部地域福祉課の担当者へ電話を架け、審査請求人の親族（具体的に誰を指すかについて不明）がこれ以上払えないと言っているにもかかわらず、処分庁の職員が両親の元に向かっているようであると申し立てた。申立てがあったことは、直ちに岐阜県健康福祉部地域福祉課の担当者から処分庁へ伝えられたが、これを聞いた処分庁は、審査請求人が親族からの援助を感情的に拒んでいるものと推測されるとし、生活保護問答集問5-9の答の記載に従い、生活保護変更申請を却下するものとした。また、却下の通知は電話により行うものとし、本件処分に係る通知書（以下「本件処分通知書」という。）は審査請求人の居所を確認することができるまで処分庁において保管するものとした。そして、審査請求人に電話を架け、生活保護変更申請を却下する旨を通知した。（乙第2号証、乙第4号証、乙第8号証、丙第1号証）

- (7) 令和○年○月○日、処分庁の職員は、引越業者に電話を架け、引越代の支払状況を確認した。引越業者によれば、引越代は、審査請求人の父から入金されているとのことであった。（乙第2号証）

- (8) 令和○年○月○日、処分庁の職員は審査請求人に電話を架けたが、応答がなかった（乙第2号証）。

- (9) 令和○年○月○日、処分庁の職員は審査請求人に電話を架けたが、応答がなかった（乙第2号証）。

- (10) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁の職員は、〇〇を訪問し、インターホンを鳴らしたが、応答がなかった（乙第2号証）。
- (11) 令和〇年〇〇月〇〇日、審査請求人は、〇〇の住所への転入届を行った（甲第20号証）。
- (12) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、〇〇から審査請求人が〇〇において保護の申請をした旨の連絡を受け、審査請求人の保護を廃止した（乙第2号証）。
- (13) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、〇〇へ本件処分通知書を郵送した（乙第9号証）。なお、処分庁は、令和〇年〇〇月〇〇日に本件処分通知書を郵送することとなった理由について、「令和〇年〇〇月〇〇日に宛名管理（住民基本台帳に準じたネットワークシステム）にて、審査請求人が〇〇市〇〇に転出確定したことを確認したため」と説明している（令和5年6月27日付け社第232号の2処分庁回答書）。

2 法の規定等

(1) 法

ア 法第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

イ 法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

ウ 法第24条は、申請による保護の開始及び変更について、次のとおり規定している。

「第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところ

により、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- 三 保護を受けようとする理由
- 四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
- 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 略

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 から 8 まで 略

9 第 1 項から第 7 項までの規定は、第 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 略

(2) 民法

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条は、扶養義務者について、次のとおり規定している。

「第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 及び 3 略

(3) 保護基準

「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）別表第 1 第 3 章 3 は、生活扶助の移送費について、次のとおり定めている。なお、保護基準は、法第 8 条第 1 項に規定する「厚生労働大臣の定める基準」である。

「3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

(4) 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2(7)アは、生活扶助に係る移送について、次のとおり定めている。なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ア)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(コ)若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(ア)から(コ)まで 略

(サ) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

(シ)から(タ)まで 略

3 本件処分について

ア 生活保護変更申請を却下したことについて

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。また、扶養義務者の扶養は、保護に優先して行われるものとされている。このため、扶養義務者の扶養を受けることができる者は、保護を受けることができない。これを本件について見ると、審査請求人の父は、審査請求人に対し引越代を援助する意向を示しているのであるから、審査請求人は、引越代に係る保護費の支給を受けることができない。

したがって、処分庁が審査請求人の生活保護変更申請を却下したことに違法又は不当な点はない。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が審査請求人の親族に対して詐欺行為を行い、親族に引越代を支払わせたと主張するものであるが、詐欺行為の具体的な内容については明確な主張をしない。そこで、審理員から、親族に対する詐欺行為とは、いつ、どこで、誰が、親族の誰に対して、何をしたことをいうのか質問したところ、審査請求人から、審査請求人の父母に対することは知らないが、審査請求人の弟に対して仕事に支障を来すほどしつこく連絡を取り、事実とは異なる説明をしたと聞いているとの回答があった。

そして、当審査会の調査審議手続において、審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日の弟からのラインからわかるように、弟をだましているのは事実であり、その前後に行われた親にも詐欺行為をしていると考えるのが自然であると主張する。

しかし、弟からのライン（令和5年度諮問第2号、令和5年5月5日付け審査請求人主張書面添付資料）から、直ちに弟への欺罔行為があったとは認められないことに加え、審査請求人の父が、〇〇月〇〇日に生活保護費の対象とならない転居費用の支援を申し出るなど、審査請求人への金銭的な支援に肯定的であったことからすれば、処分庁が引越代の援助について審査請求人の父を欺罔したとは認められないから、審査請求人の主張は認められない。

ウ 書面による通知の有無について

保護の申請に対する決定については、申請者に対し、書面により通知しなければならない。これを本件について見ると、処分庁は、令和〇年〇〇月〇〇日に生活保護変更申請を却下する旨を通知した際には、電話により通知しており、書面による通知をしていない。しかし、審査請求人が〇〇の住所への転入届を行った後の令和〇年〇〇月〇〇日には、審査請求人に対し、本件処分通知書を郵送している。そうすると、書面による通知は、遅れたものの、なされているものといえる。

4 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 大野正博、委員 山内沙絵子、委員 和田恵